

# 米先物取引の廃止に関する要請

米先物取引は、平成23年8月8日から試験上場による取引が開始されました。その後、取引を行う大阪堂島商品取引所は25年8月に試験上場の再延長を申請し、本年8月に2年間の期限を迎えることとなります。

これまでの試験上場では、取引目標を下回る低調な取引が続き、米の先物取引が国民経済にとって必要な取引であるとは言い難い状態にあります。

また、わが国の水田農業は、国民の主食である米の安定供給や多面的機能を発揮するなど、国民経済や社会の発展に重要な役割を果たしております。今後とも水田農業の持続的な発展を期するためには、米の適切な国境措置の堅持、主要食糧法に基づく需給と価格の安定が必要です。計画生産の推進など国の関与による需給と価格の安定対策を講じていることなどから、米については市場経済に基づく先物取引は馴染まないものです。

つきましては、国民の主食である米の先物取引については、試験上場の低調な取引実態、計画生産などを実施していることを踏まえ、下記事項を要請いたします。

## 記

1. 米先物取引については、米が国民の主食であり、かつ計画生産を実施していること、さらに低調な取引が続き「十分な取引量が見込まれない」実態などを踏まえ廃止すること。
2. 米取引の指標となる適正な価格形成のあり方について、産地銘柄に多様な形態で流通する実態を充分踏まえ、早急に検討を開始すること。
3. 米の需給や価格の安定を図るため、適切な国境措置の堅持や国家管理とともに、食糧法や米の直接支払交付金等による「計画生産」体制を引き続き維持すること。

以上

2015(平成27)年7月 日

北海道農民連盟  
委員長 石川 純雄